

全ト協発第311号（環・適）
平成25年9月26日

各都道府県トラック協会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



「自動車運送事業の監査方針」等の一部改正等について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局長より、別紙のとおり、平成25年10月1日（一部11月1日）から自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正される旨の通知がありました。

これにより、10月1日から実施される悪質性の高い違反項目に対する「速報制度」の対象となる事業者を優先的に対象とする等、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施するとともに、当該違反が確認された場合は事業停止とする等、実効性のある処分が実施されることとなります。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても本趣旨をご理解の上、事業者への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改正に伴い、これまで「貨物自動車運送事業」及び「旅客自動車運送事業」に対して別々に発出されていた監査方針については、「自動車運送事業の監査方針」として一本化されております。

記

1. 自動車運送事業の監査方針の主な改正内容【平成25年10月1日施行】

(1) 悪質な事業者に対する集中的な監査を実施

- ・ 監査端緒の充実を図りつつ、違反歴等の当該自動車に関する情報等を適切に把握し、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対して優先的に監査を実施
- ・ このため、各種通報、法令違反歴等を基に優先的に監査を実施する事業者及び継続的に監視していく事業者のリストを整備



(2) 街頭監査を新設（バス分野）

- ・バス分野を念頭に街頭監査を新設
- ・利用者等からの情報や多客期等をとらえ、バスの発着場などにおいて、交替運転者の配置、運転者の飲酒、過労等の運行実態を点検

2. 行政処分等の基準の主な改正内容【平成25年11月1日施行】

(1) 悪質・重大な法令違反の処分を厳格化 → 事業停止（30日間）

※処分厳格化により新たに追加された事業停止(30日間)は、平成26年1月1日から適用
＜厳格化される法令違反の概要＞

- ① 運行管理者の未選任（現行：40日車）
- ② 整備管理者の未選任（現行：40日車）
- ③ 全運転者に対して点呼未実施（現行：点呼未実施率50%以上、40日車）
- ④ 監査拒否、虚偽の陳述（現行：60日車）
- ⑤ 名義貸し、事業の貸渡し（現行：60日車×違反車両数）
- ⑥ 乗務時間の基準に著しく違反（現行：120日車）
- ⑦ 全ての車両の定期点検整備が未実施（現行：20日車×違反車両数）

(2) 事業停止後も引き続き法令違反の改善なし → 許可取消

(3) その他、記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等 → 処分量定の引き上げ

(4) 軽微な法令違反の対象を拡大 → 文書警告

記録の記載不備については、違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）

(5) 運行管理者資格者証返納命令の厳格化

返納命令の適用事項を見直し、運行管理者の名義貸しの禁止を明示等

以上

【添付書類】

- ①別紙1：自動車運送事業の監査方針について（平成25年9月17日付け）
- ②別紙2：貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成25年9月17日付け一部改正）
- ③別紙3：貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて（平成25年9月17日付け一部改正）
- ④別紙4：貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（平成25年9月17日付け一部改正）
- ⑤別紙5：貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について（平成25年9月17日付け一部改正）
- ⑥別紙6：貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について（平成25年9月17日付け一部改正）
- ⑦参 考：自動車運送事業の「安全管理体制の強化」及び「効率的な監査、実効性のある処分の実施」について（平成25年9月17日付け国土交通省プレスリリース）

平成25年9月17日

自動車局

**自動車運送事業の「安全管理体制の強化」及び
「効率的・効果的な監査、実効性のある処分の実施」について**

国土交通省では、昨年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン（本年4月策定）」に基づき、本年10月より、安全管理規程の届出等の運輸安全マネジメントの実施義務付け対象を全ての貸切バス事業者等に拡大することにより「安全管理体制の強化」を図ります。

また、同10月より、バス・タクシー・トラック事業者に対して「効率的・効果的な監査、実効性のある処分」を行います。

記

1. **安全管理規程の届出等の運輸安全マネジメントの実施義務付け対象の拡大について** <別紙1>
(平成25年10月1日より実施)

経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となった安全管理体制の構築を図るため、「全ての貸切バス事業者」及び「貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者」に対して、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出を義務付け、運輸安全マネジメントを実施させることとします。

2. **効率的・効果的な監査、実効性のある処分の実施について** <別紙2>
(平成25年10月1日より実施（一部11月1日より実施）)

悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分を実施することとします。

【問合せ先】 自動車局安全政策課安全監理室 中井、御代田

電話：03-5253-8111（代表）（内線：41-622、41-632）

03-5253-8566（直通）

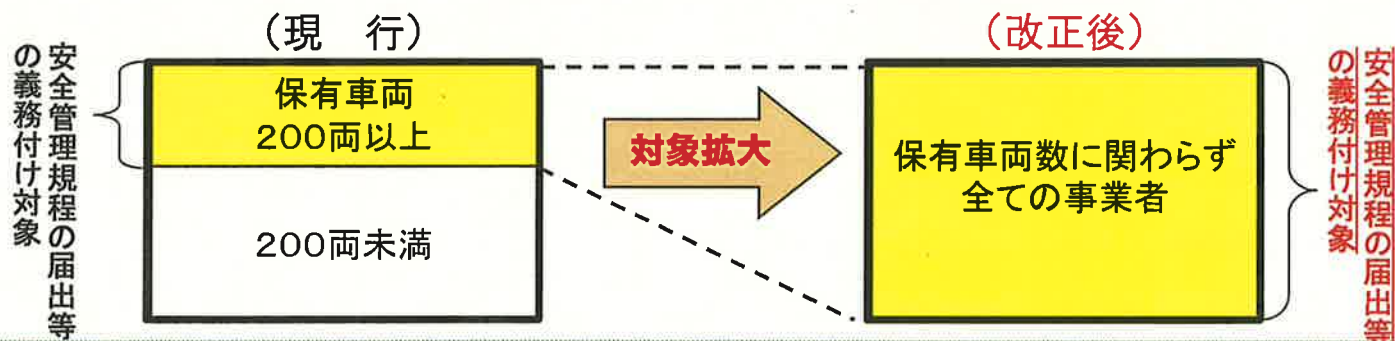
FAX：03-5253-1636

バス事業者に対する安全管理体制の強化を図るため、旅客自動車運送事業運輸規則を下記のとおり改正

従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた、安全管理規程の設定・届出及び安全統括管理者の選任・届出について、平成25年10月より、「**全ての貸切バス事業者**」及び「**貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者**」に対しても、これらを義務付け、運輸安全マネジメント（経営トップをはじめとする事業者全体での安全管理の取組み）を実施させることとする。

事業の種別	義務付け対象事業者
貸切バス事業	全ての事業者（対象拡大）
乗合バス事業 （貸切委託運行の許可を受けているもの）	全ての事業者（対象拡大）
乗合バス事業 （上記を除くもの）	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車 合計200両以上所有している事業者（従来通り）
特定旅客事業	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車 合計200両以上所有している事業者（従来通り）

「貸切バス事業者」及び「貸切委託運行許可を受けた乗合バス事業者」



バス・タクシー・トラック事業者に対する監査方針・行政処分等の基準に係る通達を下記のとおり改正

監査方針

平成25年
10月1日施行

- (1) 悪質な事業者に対する集中的な監査実施
 - ・ 監査端緒の充実を図りつつ、違反歴等の当該事業者に関する情報等を適切に把握し、**重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対して優先的に監査を実施**
 - ・ このため、各種通報、法令違反歴等を基に優先的に監査を実施する事業者及び**継続的に監視していく事業者のリストを整備**
- (2) 街頭監査を新設
 - ・ バス分野を念頭に**街頭監査を新設**
 - ・ 利用者等からの情報や多客期等をとらえ、バスの発着場などにおいて、交替運転者の配置、運転者の飲酒、過労等の**運行実態を点検**

行政処分等の基準

平成25年
11月1日施行

- ・ 悪質・重大な法令違反の**処分を厳格化→事業停止（30日間）**
 - ※処分厳格化により新たに追加された事業停止（30日間）については、平成26年1月1日から適用
 - ・ 運行管理者の未選任（現行：40日車）
 - ・ 整備管理者の未選任（現行：40日車）
 - ・ 全運転者に対して点呼未実施（現行：点呼未実施率50%以上、40日車）
 - ・ 監査拒否、虚偽の陳述（現行：60日車）
 - ・ 名義貸し、事業の貸渡し（現行：60日車×違反車両数）
 - ・ 乗務時間の基準に著しく違反（現行：120日車）
 - ・ 全ての車両の定期点検整備が未実施（現行：20日車×違反車両数）
- ・ 事業停止後も引き続き法令違反の改善なし→**許可取消**
- ・ その他、記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等→**処分量定の引き上げ**
- ・ **軽微な法令違反の対象を拡大→文書警告**
 - 記録の記載不備については、違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）
- ・ **運行管理者資格者証返納命令の厳格化**
 - 返納命令の適用事項を見直し、運行管理者の名義貸しの禁止を明示等